

都市計画決定図書の縦覧について（浅口広域都市計画ごみ焼却場の変更）

内容

西部ブロック3市2町（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町及び矢掛町）全域の可燃ごみを処理する「岡山県西部衛生施設組合 ごみ焼却施設」を新たに整備するため、都市計画ごみ焼却場名を変更する都市計画決定を行いました。詳細な内容につきましては、縦覧してある都市計画決定図書をご覧ください。

変更年月日

令和4年10月3日

場所

里庄町農林建設課及び町ホームページ

問合せ先

里庄町農林建設課

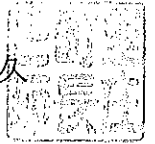
電話：64-7213

里庄町告示第 54 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により浅口広域都市計画ごみ焼却場を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 3 日

里庄町長 加藤 泰久



- 1 都市計画の種類
浅口広域都市計画ごみ焼却場
- 2 都市計画を変更する土地の区域
総括図のとおり（総括図は省略し、3の縦覧場所で縦覧に供する。）
- 3 縦覧場所
里庄町役場農林建設課

令和4年度

浅口広域都市計画ごみ焼却場の変更
(里庄町決定)

岡山県里庄町

浅口広域都市計画ごみ焼却場の変更
(里庄町決定)

浅口広域都市計画ごみ焼却場 1 岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場を
1 岡山県西部衛生施設組合ごみ焼却施設に名称を改め、次のように変更する。

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	岡山県西部衛生施設組合 ごみ焼却施設	里庄町新庄	約 19,200 m ²	処理能力 130t/日 (65t/24h×2 炉)

「区域は計画図のとおり」

理由

「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」(平成 22 年 3 月策定) 及び「西部ブ
ロックごみ処理広域化実施計画書」(平成 26 年 3 月策定) に基づき、一般的な耐
用年数とされる 20 年を経過した岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場及び
岡山県井原地区清掃施設組合清掃工場を集約し、西部ブロック 3 市 2 町 (笠岡
市, 井原市, 浅口市, 里庄町及び矢掛町) 全域の可燃ごみを処理する岡山県西部
衛生施設組合 ごみ焼却施設 (以下「ごみ焼却施設」という。) を新たに整備する
ため、都市計画ごみ焼却場名の変更を行うもの。

変更理由書

1. 西部ブロックにおけるごみ処理広域化計画の経緯・経過

笠岡市，井原市，浅口市，里庄町及び矢掛町（以下「3市2町」という。）では，これまで，笠岡市，浅口市（金光町を除く）及び里庄町においては岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場（平成8年2月23日都市計画決定，令和2年4月1日最終変更。以下「里庄清掃工場」という。），井原市及び矢掛町においては岡山県井原地区清掃施設組合清掃工場（昭和45年10月6日都市計画決定，平成3年9月11日最終変更。以下「井原クリーンセンター」という。），浅口市金光町においては倉敷西部清掃施設組合清掃工場（平成7年8月7日都市計画決定）でそれぞれ一部事務組合によるごみ焼却が行われてきたが，ダイオキシン類の削減など環境負荷への対策が非効率となることに加え，最終処分場の確保の難しさ，リサイクルの必要性の高まりなど，ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化してきた。

岡山県では，県内を岡山，倉敷，西部，高梁，津山及び備前の6ブロックに分け，ブロック毎の広域な施設整備を目指した「岡山県ごみ処理広域化計画」が平成10年3月に策定された。その後，市町村合併及び処理技術の格段の進展を背景に，平成19年3月には「新岡山県ごみ処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）が策定された。

3市2町は，広域化計画に定められた西部ブロックとして，広域化計画に即して管内の施設の統廃合及びごみ処理の在り方を検討する計画を進めていくことを目的に，平成20年8月に「ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会」（以下「西部ブロック協議会」という。）を設立。平成22年3月に策定した「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」（以下「基本計画」という。）及び平成26年3月に策定した「西部ブロックごみ処理広域化実施計画書」（以下「実施計画」という。）に基づき，最終処分場（令和4年度供用開始）及びごみ焼却場の整備を広域的に行うこととした。ごみ焼却場については，里庄清掃工場及び井原クリーンセンターを集約し，3市2町全域のごみ焼却を行う施設を令和8年度の供用開始を目標に整備する。なお，最終処分場及びごみ焼却場の整備及び運営に係る事務は，3市2町で構成する一部事務組合の岡山県西部衛生施設組合（以下「組合」という。）が担うこととしており，ごみ焼却場整備後は3市2町のごみの中間処理及び最終処分は組合が一体的に行う体制となる。

2. 浅口広域都市計画 ごみ焼却場の必要性

現在，3市2町（金光町を除く）のごみ焼却は里庄清掃工場（平成11年度供

用開始)及び井原クリーンセンター(平成6年度供用開始)で行われているが、いずれも一般的な耐用年数とされる20年を経過しており、長寿命化対策を行いながら稼働を続けていることから、ごみ焼却場の整備が急務となっている。

3. 浅口広域都市計画 ごみ焼却場の位置決定

西部ブロック協議会では、平成22年度からごみ焼却場の建設候補地の検討を行った結果、収集運搬効率の高さ、用地取得の確実性、造成工事が不要であるコストメリット及び熱利用の有効性の4つの観点から、令和2年3月に浅口郡里庄町新庄地区(現里庄清掃工場敷地内)を建設候補地として選定し、令和3年4月に周辺住民の建設同意が得られたことから建設地と決定した。

4. 浅口広域都市計画 ごみ焼却場の基本方針

当施設は、①安全・安定・安心な施設 ②環境に配慮した施設 ③経済的・効率的な施設 ④エネルギーを有効利用する施設 ⑤災害に強い施設 を施設整備の基本方針に掲げ、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指す。

5. 施設の規模

当施設の施設規模は、施設稼働後に最大となることが見込まれる令和8年度のごみ処理量を踏まえ、130t/日(65t/24h×2炉)とする。

浅口広域都市計画ごみ焼却場の変更

(里庄町決定)

新旧対照表

(旧)

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	岡山県西部環境整備施設 組合 里庄清掃工場	里庄町大字 新庄字茶臼	約 19,200 m ²	処理能力 100t/日 (50t/8h×2 炉)

(新)

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	<u>岡山県西部衛生施設組合</u> <u>ごみ焼却施設</u>	<u>里庄町新庄</u>	約 19,200 m ²	<u>処理能力 130t/日</u> <u>(65t/24h×2 炉)</u>

注) 変更箇所はアンダーライン部分である。

都市計画の策定の経緯（概要）

都市計画の名称：浅口広域都市計画ごみ焼却場の変更

事 項	時 期	備 考
①広報誌掲載	令和3年 11月 5日(法第21条第2項)	
②都市計画原案の縦覧	令和3年 11月16日～30日(同上)	縦覧者 0 人
③都市計画案の決定	令和3年 12月15日	
④都市計画審議会(法第19条第1項)	令和4年 8月 2日	
⑤決定告示(法第20条第1項)	令和4年 10月 3日	告示第 54 号
⑥図書の写しの送付(法第20条第1項)	令和4年 10月 3日	